



宜野湾市総合戦略推進委員会設置規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 29 日

宜野湾市長

佐喜眞 洋



宜野湾市規則第 10 号

宜野湾市総合戦略推進委員会設置規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、宜野湾市総合戦略推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、宜野湾市人口ビジョン及び宜野湾市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び検証に関し、市長の諮問のほか必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係機関の職員

(3) 関係諸団体の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

3 特別の事情があると認める場合は、第 1 項の規定にかかわらず、市長はこれを解職し、又は解任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策担当課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に宜野湾市総合戦略推進委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項において、委員の職にある者は、施行日に宜野湾市総合戦略推進委員会設置規則（以下「規則」という。）第3条第2項の規定による委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、委嘱又は任命されたものとみなされる者に係る委嘱又は任命の期間は、規則第4条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る委嘱又は任命の残存期間と同一の期間とする。